

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和三年三月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年十一月十八日奈良県指令中土第五三一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年二月二十一日中土第七二一一五号
公共施設に関する工事の検査済証 令和三年二月二十一日中土第七三一一〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字上之庄五八〇番一及び五八一一番一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

五 公共施設の種類、位置及び区域

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

道路 桜井市大字上之庄五八〇番一及び五八一一番一の各一部

下水道 桜井市大字上之庄五八〇番一及び五八一一番一の各一部

一 許可番号

令和二年十一月十八日奈良県指令中土第五三一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年二月二十一日中土第七二一一六号
公共施設に関する工事の検査済証 令和三年二月二十一日中土第七三一一一號

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字上之庄五七三番九、五七五番一、五八〇番一、五八一一番一及び八七九番

一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字上之庄五七三番九、五七五番一、五八〇番一及び八七九番二の各

一部

下水道 桜井市大字上之庄五七三番九、五七五番一、五八〇番一及び八七九番二の各

各一部